

指定特定福祉用具販売 ケアステーション ハピネスはちのへ

重要事項説明書

1 ケアステーション ハピネスはちのへ の概要

(1) 当事業所の概要

事業所名	特定福祉用具販売 ケアステーション ハピネスはちのへ
所在地	青森県八戸市大字新荒町12-12
電話番号	0178-71-2365
FAX番号	0178-71-2366
事業所番号	0270301971

(2) 事業実施地域及び営業時間

実施地域	八戸市、五戸町、南部町、三戸町、階上町、田子町、新郷村、おいらせ町 ※ 上記以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談下さい。
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30

※ 納品等の訪問は、利用者・ご家族様の都合により、上記等以外での対応が可能な場合があります。

(3) 当事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	(1名)	—	(1名)	従業者及び業務の管理。福祉用具貸与の相談、提供に当たる。
福祉用具専門相談員	介護福祉士	1名	—	1名	福祉用具貸与の相談、提供に当たる。
合計		2名	—	2名	※ 職員は福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与と兼務する。

() 内、兼務

2 運営の方針

利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。

3 サービスの提供方法

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、相談に応じます。また、福祉用具の機能、使用方法、利用料金等に関する情報を提供し、個別の福祉用具販売に係る同意を得ます。
- 納品に当たっては、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した説明書を交付し、使用方法の指導を行います。

4 利用料金

特定福祉用具種目及び料金については、別添のカタログにて説明いたします。福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは利用される方の介護保険負担割合証に基づいた負担額をお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画をすでに依頼している方は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。当事業所の職員が伺います。

6 プライバシーに関する対応

- 利用者やご家族について知り得た情報については、職員でなくなった場合でも、秘密を守ります。
- 利用者に適切なサービスが提供されるよう下記のような場合、連携するサービス事業所間で、利用者・家族の情報を共有することがありますので同意をお願いします。

※ 別紙「個人情報保護に対する基本方針」参照

7 身体拘束に対する対応

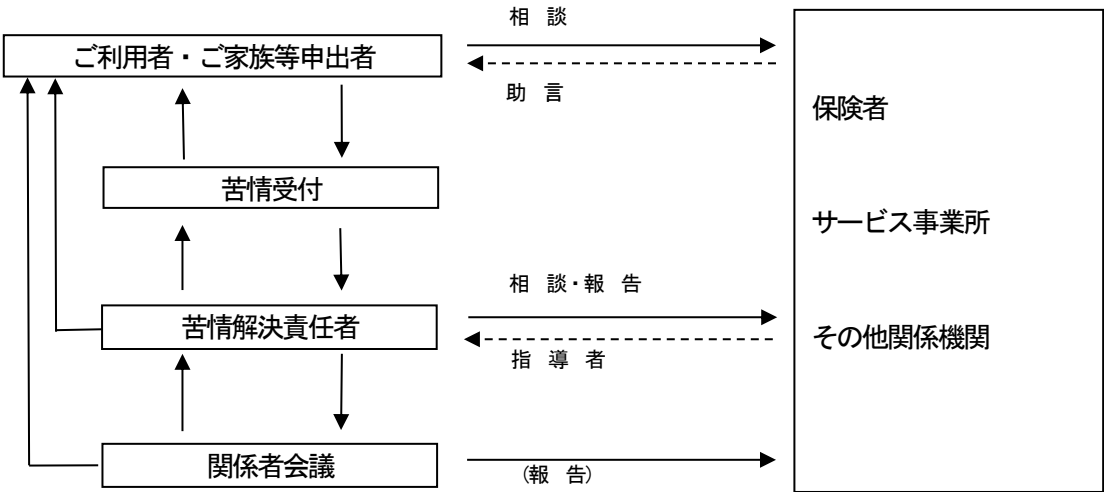
事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合を記録するものとします。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 苦情窓口

受付担当者 柴田 信也 電話番号 0178-71-2365 FAX 0178-71-2366
受付日時 年中無休

(2) 苦情解決の流れ



当事業所以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県運営適正化委員会などに苦情を申し出ることができます。

<連絡先> 八戸市役所 福祉部 介護保険課 0178-43-9292
青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336
青森県運営適正化委員会 017-731-3039

令和 年 月 日

本書面により、事業者から指定特定福祉用具販売についての説明を受け、同意します。
また、商品の取扱いの説明を受け、取扱説明書の交付を受けました。

	住 所	
利 用 者	氏 名	印
	(代筆の場合続柄)	
	(代筆の場合理由)	
	住 所	
ご 家 族	氏 名	印
	続 柄	

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。
また、商品取扱いの説明、取扱説明書を交付いたしました。

	所 在 地	青森県八戸市新荒町12-12
事 業 所	名 称	特定福祉用具販売 ケアステーション ハピネスはちのへ
	説明者氏名	柴田 信也 印